

行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業 業務仕様書

1. 業務名

行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務

2. 業務の目的

行橋市国民健康保険加入者の特定健診結果を活用し、生活習慣病の重症化リスクの高い者に対して保健指導を実施することで早期受診と適切な治療と生活習慣改善に繋げ、生活習慣病予防及び重症化予防を図る。また、特定健診結果及びレセプトデータを活用し、糖尿病かつ腎機能が低下している者に対して保健指導及び受診勧奨を実施することで糖尿病性腎症の重症化を予防し、腎不全や人工透析への移行防止を図る。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 対象者

(ア) 生活習慣病重症化予防事業対象者

令和7年度特定健診受診者のうち、健診結果から生活習慣病重症化予防が必要と認められる者

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

① 令和7年度特定健診受診者のうち、健診結果から糖尿病性腎症重症化予防が必要と認められる者

② 過去に糖尿病関連の治療歴がありながら一定期間に治療歴の確認ができず、治療中断が疑われる者。また、特定健診結果において、糖尿病受療が必要であるにもかかわらず糖尿病関連の治療歴が確認できず、糖尿病未治療が疑われる者。

※ 市と協議の上、癌治療中、人工透析治療中、腎臓移植を受けたもの、難病、精神疾患、施設入所者、その他保健指導による改善が困難であると受託者と委託者の双方が合意したものは対象者から除外すること。

5. 業務概要

(1) 事業の全体スケジュールの作成

受託者は行橋市と協議の上、受診勧奨及び保健指導の業務実施について業務の全体像を記したスケジュールを作成する。なお、業務を実施するにあたり使用する資料、教材及び機材は事前に提出の上、内容及び使用方法等について市と調整することとする。

(2) 対象者抽出と選定

① 対象者抽出に関する電子データは市から受託者に提供する。

② 特定健診結果値やKDB（レセプトデータ）等を用いて分析し、適切な対象者を抽

出、優先順位付けを行い、行橋市と協議の上決定する。

③ 上記対象者に対して効果的な保健指導を行えるよう対象者名簿を作成すること。

(3) 対象者の想定人数

(ア) 生活習慣病重症化予防事業：約 250 人

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業：約 100 人

(4) 実施者の想定人数

(ア) 生活習慣病重症化予防事業：約 100 人

(イ) 糖尿病性腎症重症化予防事業：約 70 人

(5) 保健指導・受診勧奨

① 保健指導は初回支援から最終評価までの期間を概ね3ヶ月の期間で実施する。

② 初回支援は原則訪問とし、最終評価は訪問または電話により実施すること。

③ 対象者の特性に合わせた効果的な実施のために、指導期間中は継続支援の追加や通知による受診勧奨および情報提供を実施しても差し支えない。

④ 対象者の生活習慣改善の実践につながるように、過去の支援経過やレセプト情報を参考にして個別の保健指導計画を作成し実施すること。実施においては、対象者と共に行動目標を設定すること。

⑤ 最終評価においては、行動目標の実践状況の確認と今後のアドバイスをを行うこと。

⑥ 糖尿病性腎症重症化予防事業（イ）②においては、対象者の状況に合わせ受診勧奨を行い、最終評価で医療・健診受診状況を確認すること。

⑦ 生活習慣病重症化予防事業（ア）・糖尿病性腎症重症化予防事業（イ）①においては、特定健診の受診時期（6～7月・8～9月・10月）により3期に分けて実施すること。

⑧ その他指導方法や回数等については必要に応じて市と協議の上、決めることとする。

(6) 実施結果等の報告

初回面接、継続支援、最終評価支援実施後の記録においては、対象者ごとの具体的な指導内容や指導に対する対象者の反応、指導後の方針等を詳細に記録し、定期的に市へ報告すること。報告の形式や方法については、市と協議のうえ決定する。

なお、対象者が市による説明を希望した場合やその他市の対応が必要と判断した場合は随時市へ情報共有を行うこと。

(7) その他

① 対象者が生活習慣病重症化予防及び糖尿病性腎症重症化予防について引き続き意識していけるように定期的な特定健診の受診を促すこと。

② 対象者が特定保健指導の対象者となっている場合、特定保健指導に必要な指導を行い、市へ報告を行うこと。

6. 保健指導の履行における要件

受託者は、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、本業務実施については、以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 保健指導を行う指導員は生活習慣病予防及び糖尿病性腎症に関する病態や治療方法について、専門医による講習や各学会のガイドラインの確認等によりあらかじめ介入に必要な知識・技術を習得している保健師、管理栄養士とする。
- (2) 過去 10 年間に同一種類及び類似の業務を地方公共団体から受託した実績があり、保健指導実施者は、対象者の特定健診受診歴や健診結果値、指導に対する応答の内容等により、個々の特性を読み解き、特性に合わせた指導を行う知識や能力及び経験を有していること。
- (3) 原則、支援対象者 1 人に対し、同じ専門職が初回支援から最終評価まで担当すること。

7. 業務委託料及び支払い

委託料は総価契約とする。

業務完了後に請求を行うこととし、請求にあたっては完了した業務の内容がわかる明細書を添付すること。

8. 実施体制

担当責任者を配置し、市からの要望に対して迅速かつ真摯に対応し、また市職員と連携を密にし、円滑な事業運営に努めること。

9. 事故等への対応

事故等の責任及び損害賠償等は受任者に帰属する。また、受任者は事故やトラブル、対象者からのクレームが生じた時には、適切な措置を講じるとともに、直ちに市へ報告しなければならない。

10. 情報の保護

- (1) 本業務を受託するにあたり、市の情報資産の安全性を確保することが必要であることから、受託者は企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク制度）に審査登録がなされているとともに、機密保持に関する社内規定を設けていることとする。
- (2) 受注者は本業務のデータ管理において、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するため、必要な措置を講じる。
- (3) 委託業務完了後、受注者は本業務の履行に当たり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すものとする。また、受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じ、市へ報告を行うこと。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- (2) 個人情報保護法に基づくガイドライン等を遵守すること。
- (3) 受注者は、この業務を行うにあたり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 受注者は、当該業務完了後に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

12. 事業実施報告

すべての支援業務終了後、令和 8 年 3 月 31 日までに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には下記の内容について集計、分析、評価したものを記載し、Microsoft Word または Microsoft Excel 等のデータで提出すること。

- (1) アウトプット評価：実施人数（実施率）、指導内容等
- (2) アウトカム評価：支援効果（対象者の生活状況や意識の変化、医療・健診の受診結果等）
- (3) 対象者の疾病実態や生活状況並びに指導方法の改善案等、保健事業実施体制に対する問題点や対策等を提言し、次年度以降の事業に活用できるような内容とすること。

13. その他

- (1) 「行橋市国民健康保険保健事業実施計画」や「厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（厚生労働省令和 6 年度版）」を参考にすること。
- (2) 契約後速やかに、全体スケジュール等の詳細について市の担当者と打ち合わせを実施すること。
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については全て受注者の負担とする。
- (4) 市が本業務の実施状況等を照会し、調査又は報告を求めたときは、速やかに対応すること。
- (5) 本業務に係る案件について、市と協議や打ち合わせを実施した際は、速やかに議事録を作成し市へ提出すること。
- (6) その他、本仕様書記載事項以外でも有効と思われる提案があれば行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別途市と協議し決定する。

14. 市が提供可能なデータ

市が提供可能なデータは、別表のとおりとする。

なお、別表に定めるもの以外で希望するデータがある場合は、別途市と協議し提供の可否を決定する。

15. 別表

	名称	内容	提供時期
1	令和 7 年度特定健診結果情報	生年月日、性別、宛名番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等	契約後、随時

2	健診結果情報（横展開） ※特定健診等データ管理システムより FKAC167 過去3年分	被保険者番号、生年月日、性別、宛名番号、受診券整理番号、健診実施年月日、健診機関コード、健診結果等	契約後、随時
3	KDB 関連データ	国保データベース（KDB）システムで出力可能なデータ（レセプト関連等）	契約後、随時